

○クリーニング業法施行条例

平成12年3月17日
島根県条例第16号

クリーニング業法施行条例をここに公布する。

クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所における必要な措置)

第2条 クリーニング所(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)における法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- (2) 居室、台所等の施設及び他の営業施設と隔壁等により区分し、クリーニング業以外の用途に使用しないこと。
- (3) 洗い場の側壁のうち床面から少なくとも1メートルの高さまでの部分は、コンクリート、タイルその他の不浸透性の材料で造り、又は腰張りすること。
- (4) 洗い場を除く部分の床は、コンクリート、タイルその他の不浸透性の材料で造り、かつ、清掃しやすい構造とすること。
- (5) 洗い場の面積は、9.9平方メートル以上とすること。
- (6) 仕上場の面積は、9.9平方メートル以上とすること。
- (7) 採光、照明及び換気が十分に行える構造設備であること。
- (8) 流水式の手洗設備を設けること。
- (9) 従業員の衣服は、清潔に保たせること。
- (10) 仕上げの終わった洗濯物は、外部から汚染されないようにすること。
- (11) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第1条に規定する洗濯物を入れるための容器又は戸棚は、その旨を表示し、かつ、使用後は必ず消毒すること。
- (12) 洗濯に使用する洗剤、有機溶剤その他薬品類は、容器に品名を表示し、かつ、専用の保管庫又は戸棚に格納すること。

2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所(以下「取次所」という。)における法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号及び第7号から第11号までの措置
- (2) 取次所の面積は、5平方メートル以上とすること。

(平14条例60・追加)

(確認済証)

第3条 知事は、法第5条の2の確認をしたときは、規則で定めるところにより、クリーニング所検査確認済証を交付しなければならない。

2 前項の規定によるクリーニング所検査確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証をクリーニング所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平14条例60・旧第2条繰下)

(手数料)

第4条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を受けようとする者 検査1件につき16,000円
- (2) 法第6条の規定によるクリーニング師の免許を受けようとする者 申請1件につき5,600円
- (3) 法第7条の規定によるクリーニング師の試験を受けようとする者 申請1件につき8,400円
- (4) クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号。以下「政令」という。)第1条第2項の規定によるクリーニング師免許証の訂正を受けようとする者 申請1件につき2,900円
- (5) 政令第1条第3項の規定によるクリーニング師免許証の再交付を受けようとする者 申請1件につき3,400円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(平14条例60・旧第3条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に法第5条の2の確認を受けた者に対する第2条の規定の適用については、この条例の施行の際現に当該確認を受けた者に交付されている当該確認に係る確認済証を同条第1項のクリーニング所検査確認済証とみなす。

附 則(平成14年条例第60号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。